

## 専門 I T 人材確保促進支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第 1 条 県の交付する専門 I T 人材確保促進支援補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等交付規則（昭和 32 年島根県規則第 32 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 特定職業紹介事業者 以下の条件を全て満たす者であること

ア 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 30 条第 1 項の許可を受けた者

イ インターネットによる一般紹介（登録）型（企業と就職希望者それぞれからの求人及び求職に基づき職業紹介事業者が求人及び求職条件が一致する組み合わせを仲介する職業紹介をいう。）又はサーチ型（企業の依頼に基づき、求人内容に沿った人材を検索し、企業にその人材を仲介する職業紹介をいう。）の人材あわせ業務を行う者

ウ 上記イの業務を全国規模で行っており、県内での職業紹介実績がある者又は県内への職業紹介実績が見込まれる者

(2) 専門 I T 人材

ソフトウェア開発について専門的な知識又は技術を有し、開発全体の総括をする者（プロジェクトマネージャー等）又はソフトウェア製品に関する営業スキルを有する者などをいう。

### (補助金の交付の目的)

第 3 条 県は、県内に事業所を有しソフトウェア開発を業とする企業による、新事業の創出や自社製品・サービスの販路拡大等の企業価値を高める県外に居住する専門 I T 人材の確保を促進し、もって県内 I T 産業の振興を図ることを目的とする。

### (補助金の交付の対象等)

第 4 条 補助金の交付の対象者、補助対象経費、交付の率及び交付の限度額は、次の表のとおりとする。

交付の対象者	補助対象経費	交付の率	交付の限度額
ソフトウェア開発を業とする企業（県内に本社、支社又は開発拠点を有する者に限る。）	新事業の創出や自社製品・サービスの販路拡大等の企業価値を高める県外に居住する専門 I T 人材の採用（求人内容が県内勤務に限る。）を目的として利用する特定職業紹介事業者を支払った人材紹介手数料。 ただし、成功報酬部分に限る。	補助対象経費の 2 分の 1 以内	1 事業につき 75 万円以下

2 補助対象経費は、本要綱に基づく補助金の交付決定日が属する県の会計年度中に支払ったものに限る。

3 前項の補助対象経費には消費税及び地方消費税を含まないものとする。

4 交付しようとする額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

5 補助金の対象となる専門 I T 人材は、県の一会計年度において一補助対象事業者あたり 2 名を限度とする。

### (補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、専門 I T 人材確保促進支援補助金交付申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第 1 号 別紙 1）

- (2) 誓約書（様式第1号 別紙2）
- (3) 対象となる専門IT人材の職務経歴書（様式任意）
- (4) 雇用契約書の写し
- (5) 法人にあっては本補助事業申請日前3ヶ月以内に法務局で発行された履歴事項証明書（原本又は写し）、個人事業主にあっては個人事業の開業・廃業等届出書の写し
- (6) 島根県税の納税証明書（申請日前3ヶ月以内に発行された原本又は写し）
- (7) その他知事が必要と認める書類

（補助事業の変更等の承認申請等）

第6条 補助事業者は、規則第9条第1項の規定により知事の承認を受けようとするときは専門IT人材確保促進支援補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、規則第9条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、専門IT人材確保促進支援補助金遅延等報告書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第7条 補助事業者が規則第10条の規定により提出する実績報告書は、専門IT人材確保促進支援補助金実績報告書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費を支払ったことを証する書類
- (2) 採用した専門IT人材が実績報告の報告日現在において雇用されていること又は就業していることを証する書類。  
（事業所別被保険者台帳等）
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の実績報告書を当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付を決定した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 知事は、事業の実施結果が補助金の交付の決定内容（第6条に基づく承認をした場合には、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合するか確認するための履行検査を実施するものとする。

2 知事は、前項の規定による履行検査の結果及び前条の実績報告の内容を確認した上で交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 補助事業者は、補助金の額の確定後に専門IT人材確保促進支援補助金請求書（様式第5号）により補助金の交付を申請するものとする。

（就業状況の報告）

第10条 補助事業者は、採用者について、採用後6ヶ月を経過する日現在の就業状況を専門IT人材確保促進支援補助金に係る就業状況報告書（様式第6号）に第7条第2号の書類を添付し、同日から起算して30日以内に知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、採用者が6ヶ月以内に退職したときは、速やかに専門IT人材確保促進支援補助金に係る退職報告書（様式第7号）により知事に報告しなければならない。

3 知事は、前項の場合において、補助事業者が人材紹介手数料の返還を受けたときは、当該返還を受けた人材紹介手数料のうち補助金相当額の返還を命ずることができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(様式第8号)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずる。

3 前項に基づく返還については、規則第16条の規定を準用する。

(書類の保管)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成30年8月8日から施行する。